

千葉県市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に 関する特定事業主行動計画（第3次計画）

令和8年4月

千葉県市町村総合事務組合長
千葉県市町村総合事務組合議会議長
千葉県市町村総合事務組合代表監査委員
千葉県市町村公平委員会

千葉県市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、千葉県市町村総合事務組合長、千葉県市町村総合事務組合議会議長、千葉県市町村総合事務組合代表監査委員及び千葉県市町村公平委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とし、計画期間は次のとおりとする。

当該計画は、期間ごとに見直しを行う。

（第3次計画）令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

（第4次計画）令和13年4月1日から令和18年3月31日までの5年間

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、また、全職員が仕事と生活を両立しやすい職場環境を整備するため、総務課において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析し、女性職員の活躍を推進するため、次の目標を設定する。

(1) 時間外勤務の縮減

令和12年度までの各年の平均時間外勤務時間数を第2次計画（令和3年度から7年度）の実績の平均値である3.2時間以下となることを目指す。

(2) 年次有給休暇取得の促進

全職員が年間5日以上、年次有給休暇を取得する。

全職員の平均年次有給休暇取得日数が10日以上となることを目指す。

(3) 管理的地位に占める女性職員の割合の向上

令和7年度の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の実績である40.0%以上を目指す。

4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標を達成するための取組

3で掲げた数値目標の達成に向け、次の取組を実施する。

(1) 時間外勤務の適正管理

定時退庁ができない職員が多い課等を総務課が把握し、管理職員への指導の徹底を図る。

(2) 休暇取得の促進

① 職場全体で計画的な年次有給休暇の取得促進を図る。

② 週休日及び国民の休日や年末年始の前後における年次有給休暇の取得など、連続休暇の取得促進を図る。

(3) 女性職員の管理的地位への登用推進

女性職員を多様なポストに積極的に配置する。

(4) 仕事と生活の調和の推進

効率的な業務運営や良好な職場づくりを実施する。また、ライフイベント等（出産・育児、介護、看護等）に合わせ、性別を問わず、全職員に対し、各種制度（育児休業・休暇、時間外勤務の免除、介護休暇、看護休暇等）を周知し活用を促す。